

平成26(2014)年 6月27日(金)

11月15日(土)一部修正

2014年度全国公共図書館協議会研究集会
望ましい基準から見るこれからの図書館像

葉袋 秀樹 (筑波大学名誉教授)

目次

第1部 基準の意義と活用方法

1. 基準の背景
2. 基準の意義：5つのポイント
3. 基準の活用方法

第2部 基準の解説

1. 基準に関する資料
2. 基準の考え方
3. 基準の構成と改正点
4. 基準から見るこれからの図書館像
5. 関連する答申・報告

注・引用文献

附録1 図書館の設置及び運営上の望ましい基準（改正部分の指示）

附録2 図書館の設置及び運営上の望ましい基準の概要

はじめに

2008年6月に図書館法が改正され、第7条の2で、公立図書館と私立図書館を対象とする「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を制定することが定められた。同時に、家庭教育の向上への配慮、司書養成科目の制定、図書館職員の研修、図書館の運営状況に関する評価・改善と地域住民等に対する情報提供等のいくつかの項目に関する改正が行われた。私立図書館が「望ましい基準」の対象となったのは、公民館の「望ましい基準」が公立公民館、私立公民館の両方を対象としているのに対し、図書館の「望ましい基準」が、公立図書館だけを対象としていたためである。

このため、私立図書館も対象とする「望ましい基準」の制定が必要になり、2009年7月、これからの図書館の在り方検討協力者会議（以下、「協力者会議」という）（主査：葉袋秀樹筑波大学教授、副主査：糸賀雅児慶応大学教授）が設置された¹⁾。新しい基準に盛り込むべき視点やその具体的な内容について、関係者からの意見を聞きつつ、検討を重ねて、2012年8月、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて」（以下、「協力者会議報告書」という）を発表した（後出）。

文部科学省は、これをもとに、2012年12月、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成13年文部科学省告示132号）を改正し、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年文部科学省告示第172号）²⁾を大臣告示した（以下、それぞれ「2001基準」「基準」という）。告示まで3年6か月を要した。以下、基準の特徴と意義について述べる。なお、第1部と第2部の4は、筆者の個人的見解であり、その他の部分においても、解釈は筆者の個人的見解であることをお断りしておきたい。

第1部 基準の意義と活用方法

1. 基準の背景

1.1 基準に関する行政の評価

これまで、「望ましい基準」とその歴史について学術的な研究は行われていない。

1972～1973年の基準案が制定されなかった理由は、社会教育審議会総会で反対意見が出たことと思われる。数値目標の一部が高すぎる（例：町村立図書館職員：司書・司書補4人以上＋事務職等2人以上を置くものとする）という反対意見は妥当な意見である可能性がある。基準が制定されなかったことには、それなりの理由があるのであり、「制定されなかった」結果だけを強調し、文部省の責任を強調するのは不適切である。

2001基準と2012年の基準には数値目標が含まれていないが、この理由は、①2001基準で、数値目標は各図書館が各自治体の事情を踏まえて設定すべきであるという考え方が導入され、その後、定着していること、②内閣には、社会教育施設の基準には数値目標を含めないという地方分権政策があることである。したがって、日本図書館協会が要望しているように、「望ましい基準」に数値目標を含めれば、②のため、基準の告示は不可能であった³⁾。

1.2 文部科学省の図書館行政のサイクル

基準には、2001年以後の図書館行政の一つのサイクルの仕上げの意味がある。文科省の公立図書館行政の特徴は、長期的視野にもとづき、着実に検討を重ね、政策を進める姿勢にある。

筆者は、文科省の積極的な公立図書館行政の出発点を1988年の社会教育審議会中間報告「新しい時代（生涯学習・高度情報化の時代）に向けての公共図書館の在り方について」と考える。

第1のサイクルは、これ以後、1997年の司書科目改定を経て、2001基準の告示までである。最初に図書館のビジョンを示し、次にそれを実現するための司書養成の科目を改定し、その他情報化等に関する関連する報告等を発表し、最後にそれらを含めて「望ましい基準」が大臣告示されている。この時期のキーワードは、「生涯学習」と「情報化」で、前後を含めて約15年を要している。

第2のサイクルは、「子どもの読書活動を振興する法律」（2001）から、『これからの図書館像』（2006）、図書館法の改正（2008）、履修科目（司書科目）の制定（2009）を経て、2012年の基準の告示までである。キーワードは、「読書振興」「課題解決支援」「インターネット」「図書館経営」で、約12年を要している。

1.3 主な規定・報告等

基準に盛り込むことをめざした主な規定・報告等は下記のとおりである。

- ・図書館法（1950）
- ・地域電子図書館構想検討協力者会議「2005年の図書館像」（2000）
- ・公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（2001）
- ・子どもの読書活動の推進に関する法律（2001）
- ・文字・活字文化振興法（2005）
- ・協力者会議「これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～（報告）」（2006）
- ・図書館法改正（2008）
- ・衆議院文部科学委員会、参議院文教科学委員会「社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（2008）（人材確保の在り方、学習成果の活用、自己評価の視点など）

- ・協力者会議「図書館職員の研修の充実方策について（報告）」（2008）
 - ・協力者会議「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について（報告）」（2009）
- したがって、これらの規定・報告の内容を理解していないと、基準は理解できない。

2. 基準の意義：5つのポイント⁴⁾

基準では、2001 基準以後の社会の動向への対応、読書振興、公立図書館関係の法律・報告・行政施策の内容が包括され、バランスよく簡潔にまとめられている。これによって、公立図書館の在るべき姿が基準として整理され、理解が容易になり、これをもとに図書館運営を進めることができるようになった。特に、「地域の課題に対応するサービス」の項目が設けられ、『これからの図書館像』の要点が基準として定められた意義は大きい。公立図書館の社会的意義は非常に明確になり、図書館外の人々にも理解されやすくなった。公立図書館の在り方の理解を求めるために、基準は、「ユネスコ公共図書館宣言1994」「図書館法」と共に活用できる。

☆ ポイント1：課題解決支援サービスが必要（可能）であることを明確に示したこと

- ・図書館が地域社会に貢献するには、従来のサービスを提供するだけでなく、地域の課題解決を支援するサービスを行う必要がある。
- ・図書館は、この基準を手がかりとして、地域の様々な課題の解決に役立つことを具体的な事例と関係者の意見によって示すことができる。図書館側では、そのための説明資料の用意が必要である。
- ・図書館は、これまでも、それらの課題の解決に貢献しており、その充実・発展を図るものである。貸出サービスによる読書支援と並行して行うべきものであり、貸出サービスでは、課題解決に役立つ図書の出借を伸ばすことをめざす。
- ・図書館には、課題解決支援サービスの具体例を実際に示すことが求められている。

☆ ポイント2：図書館のサービス・運営の具体的な在り方を示したこと

- ・図書館が行うべきサービス・運営のチェックリストとして用いることができる。この内容を適切に理解し実施するには、図書館は、関係資料によって具体的な内容や方法を学ぶ必要がある。
- ・図書館サービスの基礎は貸出サービスや予約サービスである。
- ・インターネットの普及、人口の減少等の今後の社会の変化を予測した対応が必要である。「情報活用能力」の学習などが重要になると考えられる。

☆ ポイント3：図書館経営の方法を示したこと

- ・図書館経営の中心は、公立図書館による自己点検、自己評価である。「基本的運営方針」「目標」「指標」「当該年度の事業計画」は公立図書館が自分で策定・選択する。
- ・都道府県教育委員会は、自己点検・評価を奨励し、その実施状況を調査することが望ましい。図書館経営には専門知識が必要になるため、地方自治体間の情報交換や経験交流が必要になる。

☆ ポイント4：目標基準例を示したこと⁵⁾

- ・「目標」には「数値目標」と「質的目標」がある。数値目標の設定方法と「目標基準例」は、「望まし

い基準」には含まれておらず、「協力者会議報告書」の「参考資料」2に示されている。

- ・これは、全国市町村立図書館の人口段階別貸出密度（住民1人当たり貸出資料数）の上位10%の市町村の25項目に関する平均数値で、実質的には上位5%の数値で、これによって、高い目標基準例を示すことができた。これをもとに「数値目標」を定め、自己評価に用いることが期待されている。
- ・目標基準例の具体的な活用方法（数値目標の設定の仕方）の検討、統計数値のない項目（レファレンスサービス、障がい者サービス、学校支援等）に関する目標基準例（サービス水準例）の調査・探索が必要である。

☆ ポイント5：必要な図書館予算を確保するのは誰か？ 市町村か、都道府県か、国か？

- ・図書館予算を確保するのは、最終的には、未利用者を含む住民である。住民の支持が必要である。
- ・図書館関係者は、住民に対して、さらには議会・行政関係者に対して、読書や情報、図書館の意義、図書館の利用方法について、あらゆる手段を駆使して説明する必要がある。

3. 基準の活用方法

3.1 基準と努力義務

- ・基準は努力義務であり、実施は義務ではない。これは、社会教育法制が戦前の社会教育の反省にもとづき、国の権限を抑制しているのであるから、やむを得ないことである。
- ・文部科学省の担当者による図書館法の解説書には次のように書かれている。

「図書館の設置に関する認可制度は全く廃止されたのであるが、その結果公立図書館の質を一定線以上に確保するのは、上級監督庁のなすことでなくて、その地域の住民の世論による他になくなったわけである。民主的な行政は常に強い世論を前提とすることを思わなければならない」（井内慶次郎）⁶⁾

「従って図書館を要望する声が高く、住民の世論が強いところでは、住民の負担によって立派な図書館が設置運営されてゆくであろう。（中略）新しい図書館の在り方を啓蒙して、住民が本当に図書館を欲するようにもってゆくところから図書館運動が展開されるのが、現状としてはよりよいと言えるかも知れない」（西崎恵）⁷⁾
- ・したがって、図書館関係者は、図書館設置・向上のために、よい図書館に対する理解を深めるために働きかける必要がある。『これからの図書館像』（2006）でも、「第2章 2（1）図書館活動の意義の理解促進」で、図書館の存在理由を住民に対して広報する必要があるが指摘されている。「広く関係者に図書館の意義について積極的にアピールを行うことが必要である。」

3.2 地方・民間の役割

（1）企画・政策・法規担当者の確保

- ・図書館法、関係法令、望ましい基準、中教審の答申・報告、協力者会議の報告があるが、強制力のある規定、義務付けのある規定はほとんどない。
- ・したがって、それらの規定の根拠（考え方、数値、事例）を十分明確にして、説得力のあるものとし、関係者の説得に努める必要がある。それには、図書館に企画・政策・法規担当者を置き、政策・法令資料を収集し、職員と自治体の関係部局に提供することが必要である。
- ・基準や報告を周知徹底・普及させ、実践のための指針やマニュアルを作成することが必要である。

（2）自己点検・評価の実施

- ・国の図書館政策は、地方公共団体で検討され、実施され、検証され、その結果を踏まえて、徐々に普及していくものである。したがって、特に自己点検・評価を行う必要がある。
- ・取り組みの結果を報告し、成果を確認し、経験を蓄積して教訓化することが必要であり、課題の検討、経験交流や意見交換のための機会が必要である。
- ・これらは、主として地方公共団体と民間の役割であるが、非常に不十分である。

3.3 日本図書館協会の要望と解説

(1) 基準案に対する要望

- ・自己点検・自己評価の考え方（各図書館による目標の設定）とは異なり、全国一律の目標設定を求めている。パブリックコメントでも、数値目標の要望は受け入れられていない。
- ・基準をより詳細なものにしようとする傾向があるが（例：読み聞かせ等 → 読み聞かせ・お話・ブックトーク等）、基準が詳細であると、基本的な考え方が埋没することになり、使いにくくなる。
- ・5年おきの改訂を求めているが、現基準の検討には3年以上要しており、5年おきの改訂は非現実的、非効率的である。

(2) 『活用の手引き』⁸⁾の解説と数値目標

- ・基準を深く理解するには基準そのものと基準の各規定のもととなる法律や報告の解説が必要である。逐条解説では、図書館法等との関係には触れられているが、2001基準からの変化、日図協のこれまでの意見との変化、他の答申との関係等が十分解説されておらず、基準の非常に大まかな説明にとどまっているという印象がある。
- ・各図書館による目標の設定を受け入れているが、依然として、数値目標は盛り込むべきものと考えているようである（「しかし数値目標は盛り込まれなかった」）。
- ・日図協は「貸出密度(中略)が一定程度以上にならないと多様なサービスの展開が困難であると経験的に捉えており」とあり、貸出に関わるデータは示されているが、その他の多様なサービスに関するデータは示されていない。
- ・評価のための「指標」の例が示されているが、アウトプットの例では、質的な評価項目は少なく、課題解決支援サービスの評価は困難である。
- ・「資料」には、2008年国会での「附帯決議」が収録されていない。参議院の附帯決議では、「関係団体による評価指標作成」が期待されている。

社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

2008年6月3日 参議院文教科学委員会

四 公民館、図書館及び博物館が自らの運営状況に対する評価を行い、その結果に基づいて運営の改善を図るに当たっては、評価の透明性、客観性を確保する観点から、可能な限り外部の視点を入れた評価となるよう、国が関係団体による評価指標作成等に対して支援する等、適切な措置を講じるとともに、その評価結果について公表するよう努めること。（以下略）

- ・2011年5月、日本図書館協会図書館評価プロジェクトから、詳細な『図書館評価プロジェクト中間報告』が公開されているが、その後の活動が見られない。
- ・博物館等の評価方法を見ても、質的評価を含む多面的な経営・運営指標による評価が必要である。

第2部 基準の解説

1. 基準に関する資料

資料として、2012年12月に、文科省生涯学習政策局社会教育課『図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年文部科学省告示第172号）について』⁹⁾が刊行されている。

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」のほか、「改正前/改正後対照表」と『『図書館の設置及び運営上の望ましい基準』の告示について（通知）」（以下、「局長通知」という）のほか、「参考」として、これからの図書館の在り方検討協力者会議「図書館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて」を収録する。

文部科学省生涯学習政策局社会教育課

『図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年文部科学省告示第172号）について』（2012）

目次

図書館の設置及び運営上の望ましい基準

図書館の設置及び運営上の望ましい基準（改正前/改正後対照表）

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の告示について（通知）

I 改正条文の概要、II 留意事項

【参考】図書館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて（これからの図書館の在り方検討協力会議）

I 基本的な考え方

1. 検討の経緯、2. 図書館の現状
3. これからの図書館に求められる「設置及び運営上望ましい基準」の視点
 - (1) 社会の変化や新たな課題への対応、
 - (2) 図書館法の改正への対応
 - (3) 情報化の進展への対応、
 - (4) 都道府県及び市町村の役割の明確化
 - (5) 新基準の構成

II 『設置及び運営上望ましい基準』の具体的な内容

1. 図書館法改正を踏まえて新たに盛り込む内容
2. 「これからの図書館像（報告）」の提言及びこれまでの協力者会議等での議論を踏まえて盛り込むべき内容
3. その他留意すべき事項

参考資料

1. 図書館の現状、2. 目標基準例、（以下略）

2. 基準の考え方

2.1 協力者会議の考え方

協力者会議では、おおむね次の5つの考え方が確認された。

- ①『これからの図書館像』では、図書館が何をすべきかを示しているが、今後の社会の性格については概略を示すにとどまっているため、今後の社会の性格を示す。

- ②主語がない規定には、できるだけ主語を記載して、実施主体を示し、教育委員会と図書館の権限を明確にする。
- ③基準の趣旨をより明確にするために、必要に応じて規定の文言をより綿密なものとする。
- ④独立した項目が設けられていない事項については、必要に応じて項目を設ける。
- ⑤中心となる「市町村立図書館」の節は、4項目（1 管理運営、2 図書館資料、3 図書館サービス、4 職員）に分類して、体系的な構成とする。

2.2 その他の留意事項

「3. その他留意すべき事項」では、次の4点を挙げている。

- ①数値基準では、数値基準の取り扱い方について述べている。「目標基準例」を参考に、「各地方公共団体（教育委員会）で数値目標を設定し、その達成に努めること」「都道府県が、サービスの地域格差を解消するため域内の図書館に共通する基準を策定し、その達成を支援することが望ましい」と述べている。これは基準には含まれていない。
- ②国の役割では、文科省の取り組みについて述べている。基準に対応したサービスを促進するため、先進事例の収集・分析にもとづく成果の普及、基準の定期的見直し、図書館の在り方や関連施策の提示、図書館長や司書等を対象とする研修を挙げている。
- ③国立国会図書館の役割では、国立国会図書館の国内の各種図書館との密接な連携・協力の現状、国の知識情報資源のデジタル化と公立図書館との連携に対する期待について述べている。
- ④読書では、読書振興に関する法律制定の状況、読書活動の推進における図書館の重要な役割と図書館に対する期待について述べている。

上記の①～④には日図協『活用の手引き』は触れていない。

2.3 局長通知

7項目について解説している。1. 私立図書館、2. 電磁的記録、3. 運営の基本、4. 著作権等の権利の保護、5. 基本的運営方針及び事業計画、6. 運営の状況に関する点検・評価、7. 子どもの読書活動の推進からなる。

- ・1 では、私立図書館については、「私立図書館にも改善・充実が望まれる事項等について、望ましい姿を定めるものであって、これをもって教育委員会が私立図書館の事業に干渉することを求める趣旨ではない」と述べている。
- ・5 では、基本的運営方針及び事業計画等に関して、「策定・公表することにより、事業の計画的な推敲を図り、広く図書館への関心を高め、理解を得るよう努めること」と述べている。

3. 基準の構成と改正点

3.1 基準の構成

- ・基準の構成は下記のとおりである。

第一 総則

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

二 都道府県立図書館

第三 私立図書館

- ・「総則」「公立図書館」「私立図書館」の構成は図書館法の構成と同様である。
- ・「総則」には、公立図書館及び私立図書館の設置・運営の基本を記載している。設置・運営の基本的な考え方は「総則」に集め、その他の事項は、連携・協力、著作権等の権利の保護、危機管理に限定している。2001 基準の総則にあった資料・情報の収集・提供、職員の資質・能力の向上等は、第二の「一 市町村立図書館」に移されている。「一 市町村立図書館」では、2001 基準と異なり、項目を体系的に配列している。
- ・「第二 公立図書館」と「第三 私立図書館」では、公立図書館が圧倒的に多い。

3.2 基準の改正点

(1) これからの社会と公立図書館

①これからの社会の基本的性格

これからの社会は知識基盤社会であり、知識や情報が重要になるため、「知識基盤社会における知識・情報の重要性」に言及している。これをもとに、図書館の重要性を導くことができる。知識基盤社会(knowledge-based society)とは、「新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す」社会で、中教審答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」(2008)でも言及されている(後出)。

これは、あくまで一つの観点からの概念であり、「人口減少社会」等の別の観点からの概念もあり得る。

②公立図書館の基本的役割

公立図書館の基本的な役割と利用者や社会との関係を明らかにしている。「読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として」「利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意し」と述べている。

(2) 司書と図書館長

司書の確保とその資質・能力の向上を重視しており、「当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意し」と述べている。これは、パブリックコメントの成果である。

図書館長に必要な知識と経験を明らかにし、「図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい」と述べている。2001 基準では、「図書館の管理運営に必要な知識・経験を有し」であったため、図書館の管理運営だけでなく、サービスと行政も重視するように改めている。司書が図書館長をめざすためには、このような要件を身につけるための努力とそのための機会が必要になる。

(3) 図書館サービスの改革

課題解決の支援、情報サービス、読書の支援の3つの観点から図書館サービスに関する規定の充実が図られている。

①地域の課題に対応したサービス

地域の課題に対応する各種サービスに関する規定を設けている。「地域の課題に対応したサービス」

の項目を設け、2001 基準にあった「就職等」「地方公共団体の政策決定等」の2つの項目に、次の新項目を加えている。「子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供」これによって、本格的に位置づけられ、サービスの範囲が広がった。

なお、2001 基準の「地方公共団体の政策決定や行政事務に必要な資料及び情報」に「これらに関する理解」が追加されたことによって、地方公共団体職員等の関係者だけでなく、地域住民等のための情報の提供も含むことが明確になった。

読書の支援以外に「図書館が地域の役に立つのか」と問われた時、この「地域の課題に対応するサービス」の項目を示すことができる。地方公共団体の行政職員、議員、NPO関係者、マスコミ関係者の多くは、これらの項目のうちのどれかには関心を持つか、関わった経験があると思われるので、これを糸口に図書館の役割や効用について説明することができる。そのためには、各図書館では、ここに挙げた課題に関する実践例を把握して、資料を整理しておき、これらの課題に関する取組について質問されたら、すぐ示せるようにしておくといよい。文科省が作成した事例集等も手掛かりになる¹⁰⁾。

②情報サービス

電子情報を用いた情報サービスの基本的な内容として、次の事項を示している。

「インターネット等や商用データベース等の活用」

「図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用」

「利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供」

「郷土資料及び地方行政資料の電子化」

2001 基準では、「レファレンスサービス」1項目で、内容も簡単だったが、3項目に展開している。

情報リテラシーの学習の必要性が高まっているため、これまでもあった「利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努める」ことが一段と重要になっている。

③読書の支援

乳幼児サービスが新たに定められ、「乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施」が挙げられている。児童・青少年、乳幼児の保護者に対するサービスとして、「保護者等を対象とした講座・展示会の実施」が定められている。

(4) 図書館経営の確立

多様な観点から図書館経営に関する規定の充実が図られている。

①経営サイクルの確立

基本的運営方針、指標、目標、運営計画等の策定と公表について定められており、次の文書を策定・公表するように努める必要がある。

「当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針」

「図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標」「これらに係る目標」

「当該事業年度の事業計画」

「図書館資料の収集に関する方針」

図書館法改正によって図書館の運営に関する評価と改善が定められたが、それに加えて、そのために必要な運営方針等の策定について定めたものである。「基本的な運営の方針」「当該事業年度の事業計画」

「資料の収集に関する方針」が新規項目である。「指標」「目標」の根拠を明確にしている。図書館の運営方針等について検討する機会が増えるため、これらを通じて、地方公共団体や教育委員会に図書館の在り方について理解を求めるとともに、その際に地域や住民の意見を反映することができる。

これらを基に評価（関係者・第三者による評価を含む）を行い、その結果を基に改善のために必要な措置を講じ、その内容を積極的に公開する。これらによって図書館経営のサイクルが確立されている。なお、「目標」には、「数値目標」と「質的目標」がある。

②連携・協力

連携・協力が重視され、連携・協力先の範囲が拡大されている。2001 基準は「学校図書館、大学図書館等の館種の異なる図書館や公民館、博物館等の社会教育施設、官公署、民間の調査研究施設」であったが、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室（地方議会図書館）、学校が追加され、「官公署」が「関係行政機関」、「民間の調査研究施設」が「民間団体」となっている。

③危機管理

『これからの図書館像』に続き、東日本大震災の教訓を踏まえて、第一の六「危機管理」に関する独立項目が設けられた。

④指定管理

指定管理者制度等を導入するなど、図書館の管理を他の者に行わせる際に特に重視すべき事項について定め、次の4つの項目が挙げられている。これもパブコメの成果である。

「当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保」

「事業の水準の維持及び向上」

「司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等」

そのための「当該管理者との緊密な連携」

『これからの図書館像』では、「具体的な評価基準を作成する必要がある」と述べて、10数項目を挙げている。

⑤調査研究

都道府県立図書館による「調査研究」は、1992年の基準で定められているが、これまで注目されてこなかった。運営やサービスの改善には調査研究が必要であるため、「都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする」と述べている。

（5）都道府県立図書館

2001 基準の「三 都道府県立図書館（一）運営の基本」の①が基準の「第一 総則 三 運営の基本③」に移動し、②が「二 設置の基本②」に、③④が「三 運営の基本②」「四 連携・協力」の市町村立図書館に関する規定や一般的な規定に統合されている。都道府県立図書館に関しては、「第一 総則」の規定と「三 都道府県立図書館」の規定を合わせて理解する必要がある。

図書館法では、都道府県立図書館の独自の役割についてはほとんど規定されていない。都道府県立図書館や都道府県の役割を示す上で、「望ましい基準」は不可欠であった。「望ましい基準」によって、はじめて都道府県立図書館の基本的な在り方が明らかになった。関連する都道府県内図書館の連携・協力や相互協力体制の在り方も同様である。

二 都道府県立図書館 1 域内の図書館への支援

① 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。

ア 資料の紹介、提供に関すること

イ 情報サービスに関すること

- ウ 図書館資料の保存に関すること
- エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること
- オ 図書館職員の研修に関すること
- カ その他図書館運営に関すること

- ② 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。

(6) 項目と記述の見直し

①項目の設置

これまで、見出し項目がなく、記載が不十分であった事項について、項目を設け、体系の整理を図った。「2 図書館資料」に「(二) 図書館資料の組織化」、「3 図書館サービス」に「(一) 貸出サービス等」の項目を設け、記述を充実した。

②記述の見直し

全域サービスに関する規定では、図書館施設の設置等を重視し、「市町村立図書館及び分館等の設置に努める」と述べている。2001 基準では「必要に応じ分館等の設置や移動図書館の活用により」であった。資料収集に関する規定では、多様な図書館サービスとの関連を明確に示し、「充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備する」と述べている。2001 基準では、「住民の要求に応えるため」であった。

(7) 私立図書館に関する規定

私立図書館については、図書館法の規定に基づき、図書館の設置及び運営上望ましいと考えられる原則のみを定め、自立的な運営を保障している。図書館法に規定する私立図書館に対するノーサポート・ノーコントロールの姿勢を維持するもので、その自立的な運営を損なうものではない。

図書館法では、私立図書館について、国や地方公共団体からの不干涉等について定めているが、図書館の運営やサービスに関する望ましい基準は存在しなかった。基準によって、私立図書館に対する干涉にならない形で、図書館の運営やサービスの在り方が示されている。

4. 基準から見るこれからの図書館像

4.1 公立図書館の基本的な役割

- ・「読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として」、読書支援と地域の課題解決支援に取り組み、手段として、図書館サービスと情報技術を活用する。

4.2 図書館職員の意識改革・能力開発

- ・地域の人々、図書館外の人々が図書館をどう見ているかを常に想定し、配慮する。これは、図書館を外から見ることである。

「これまで、図書館職員には、図書館を主に図書館の内側から見る傾向があった。しかし、図書館は、社会のニーズに応じて設置者によって設置され、設置者の組織の一部となり、設置者の意向に沿って運営されるものであるから、図書館を取り巻く社会、図書館の設置者の側から見る必要がある。具体的には、公立図書館は、地域社会の一部であり、次に、地方公共団体組織の一部であり、

さらに、教育委員会組織の一部である。したがって、公立図書館職員は、公立図書館が所属する地域社会、地方公共団体組織、教育委員会組織について精通している必要がある。」(糸賀・葉袋編『図書館制度・経営論』¹¹⁾)

- ・住民の生活と仕事、自治体行政の内容と課題に関心を持ち、その解決に必要な資料や情報について学習・検討する。住民や自治体・関連団体・NPOの職員との交流を図り、課題の解決に必要な資料や情報に関する情報を確認し収集する。
- ・必要になる能力
 - ・社会・地域・行政など図書館の外部に対する関心・認識
 - ・前向きにもの考える積極性、外部との協力関係を構想する構想力
 - ・周囲の職員を説得する説得力、改善を提案するリーダーシップ、協力先に対する説得力と交渉力
 - ・サービスの内容と成果を必ず報告する計画力とアピール力

4.3 経営の改革

- ・**運営方針の継続性**：人事異動があっても、運営方針の継続性を保つよう配慮する。図書館業務の月報、年報を作成し、経営方針、政策の推移や変更の過程を把握する。過去の経過を踏まえて、経営方針を立て、運営計画を作成する。
- ・**評価基準の確立**：サービスの量と質の両面を合わせて評価できる基準を大至急開発する必要がある。図書館関係団体と研究者の取り組みが必要である。
- ・**必要な知識の明確化**：職員の人数が減少しているため、一人一人の能力の向上が必要である。図書館関係団体は、図書館の運営に必要な知識を掲載する資料を収集・整理し、最低限知っておくべき事項の一覧表を作成する必要がある。最低限必要なレベルから始め、いくつかの段階に分けて作成する。

5. 関連する答申・報告

(1) 中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～(答申)」(2008)¹²⁾

- ・公立図書館を含む社会教育・生涯学習行政の在り方を論じている。
- ・目標の一つとして、「地域住民等の力を結集した地域づくり」を挙げ、今後の社会の在り方として、知識基盤社会、自立したコミュニティ、学習成果の還元による持続可能な社会を提言している。
- ・知識基盤社会(knowledge-based society)
「新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す」社会である。(中教審「我が国の高等教育の将来像(答申)」2005)¹³⁾
- ・このような社会では、知識を創造する人への投資が重要とされ、「自ら課題を見つけ考える力、柔軟な思考力、身に付けた知識や技能を活用して複雑な課題を解決する力」などが必要とされている。
- ・自立したコミュニティ(地域社会)とは、「地域社会が自らの課題に対して自らの力を統合して解決していく」社会で、「地域社会の基盤強化につながる地域全体の教育力の向上」が求められている。
- ・持続可能な社会については、「各個人が、自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献する」社会を提言し、「知の循環型社会」と呼んでいる。
- ・今後めざすべき施策は、国民一人一人の生涯を通じた学習の支援、社会全体の教育力の向上である。

(2) 協力者会議「これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～(報告)」(2006年3月)¹⁴⁾

- ・これからの公立図書館の在り方をサービスと経営の両面にわたって具体的に提言している。従来の図書館サービスに加えて、地域の課題解決・調査研究の支援を図書館の重要な役割として位置付けている。
- ・そのため、レファレンスサービスの充実と利用促進、IT技術の活用によるハイブリッド図書館の整備、関連機関との連携・協力を提案している。
- ・図書館経営については、「3. これからの図書館経営に必要な視点」で、図書館の経営方針や資源配分の優先順位と比率の見直し、専門職員の適正な配置、機械化による省力化、他機関との連携、一部業務の委託等による運営コストの削減と司書の業務の生産性の向上を提案している。
- ・職員については、図書館改革のための意識改革と効果的な研修の充実を提案している。これまで図書館の役割が社会に十分理解されていないことを指摘し、図書館活動の意義の理解促進を提案している。
- ・最後に、国、都道府県の役割」について論じている。

(3) 協力者会議「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について(報告)」(2009)¹⁵⁾

- ・司書資格取得のための新しい履修科目等について検討している。
- ・図書館に関する科目は、その後、さらに専門的な知識・技術を身に付けるための入口である。図書館職員は、資格取得後も、研修等の機会を通じて学習を積み重ねることが重要である。司書有資格者は、新科目について、科目等履修生、司書講習、通信教育を活用して学習することが期待される。
- ・図書館業務に関する知識・技術だけでなく、その基礎となる様々な分野の知識や主題専門分野の知識を持つことが必要である。「図書館に関する科目」を取り巻く関連する科目の体系を示している。
 - ①大学の教育課程における基礎的な知識 例：憲法、外国語、情報技術
 - ②図書館業務に関する知識の基礎となるさまざまな分野の知識
例：行政学、[政治学]、法学、経済学、経営学、社会学、教育学、心理学、歴史学、情報学
 - ③主題専門分野の知識 例：人文、社会、科学技術、医学・生物学、地域社会等
 - ④図書館に関するより専門的な知識

(4) 協力者会議「図書館職員の研修の充実方策について(報告)」(2008)¹⁶⁾

- ・研修の現状を体系的に整理し、現状と問題点を明らかにしている。
- ・正規職員の司書、事務職の図書館長、非常勤職員のためのキャリアパスのための研修を示す。
- ・地方公共団体では、財政の悪化や研修の企画・運営等を行う人材の不足のため、従来のような研修の実施が困難になりつつある。都道府県立図書館では、専門職員の比率が減少し、研修実施体制の確保が困難になっている。
- ・図書館業務に配置された行政職に対する研修方法の検討が必要である。
- ・非正規職員も研修を受講できるようにする必要があるが、ある程度受講できるようになっている。
- ・インターネット等を活用した遠隔教育による研修を積極的に導入することを提案している。
- ・遠隔教育の導入は実際には非常に難しい。出版物等の整備も含めた解決法が必要である。

補足説明

- ・糸賀・葉袋編集 『図書館制度・経営論』の第7章「図書館政策」では、戦後の社会教育・公共図書館関係の答申・報告を網羅的に解説している。
- ・附録1：基準の改正部分に下線を引いたもの。文科省の「改正前/改正後」対照表の改正後の部分を抽出したものに当たる。2001 基準で規定された項目を見分けるのに便利である。
- ・附録2：基準の要約である。1 ページに収めたかったが、できなかったため、1 ページ版を作れた方は教えてください。
- ・つくばリポジトリ：約70点の著作を登録している。退職後の著作も登録している。
(<https://www.tulips.tsukuba.ac.jp/dspace/handle/2241/91043/browse-date>)

おわりに

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」は、公立図書館の業務・サービスの改善のための手がかかりになるものだと思いますので、ぜひ活用していただければと思います。

このほか、「ユネスコ公共図書館宣言」「図書館法」「これからの図書館像」の3点を読んでいただくと、図書館とはどういうものか、なぜ図書館というものが設けられているのかがよく理解できます。

注・引用文献

- 1) これからの図書館の在り方検討協力者会議委員 (◎：主査、○：副査)
赤堀 侃司 白鷗大学教育学部教授
○糸賀 雅児 慶應義塾大学文学部教授
井上 玲子 元我孫子市教育委員会生涯学習部次長兼図書館長
大谷 康晴 日本女子大学文学部准教授
荻原 幸子 専修大学文学部教授
小西 和夫 元大阪市立中央図書館副館長
志保田 務 桃山学院大学名誉教授
鈴木 良雄 元神奈川県立図書館調査部長兼視聴覚部長
常世田 良 元社団法人日本図書館協会事務局次長
平野 英俊 日本大学文理学部教授
◎葉袋 秀樹 筑波大学図書館情報メディア系教授
- 2) 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成24年文部科学省告示第172号)2012.
(http://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/1282451.htm)
- 3) 葉袋秀樹「『図書館の設置及び運営上の望ましい基準』の数値目標と日本図書館協会」『第61回日本図書館情報学会研究大会発表論文集』2013.10, p.85-88. (<http://hdl.handle.net/2241/119857>)
- 4) 葉袋秀樹「『図書館の設置及び運営上の望ましい基準』制定の意義」『図書館雑誌』107(5), 2013, 5, p.264-267.
(<http://hdl.handle.net/2241/119616>)
- 5) 葉袋秀樹「『図書館の設置及び運営上の望ましい基準』(2012)における『数値目標』の設定方法と『目標基準例』」2013.9, 4p. (<http://hdl.handle.net/2241/119799>)
- 6) 井内慶次郎『図書館法の解説』明治図書出版, 1954, p.42.
- 7) 西崎恵『図書館法』日本図書館協会, 1970, p.56.

- 8) 日本図書館協会図書館政策企画委員会望ましい基準検討チーム 『図書館の設置及び運営上の望ましい基準 活用の手引き』 2014, 112p.
- 9) 文部科学省生涯学習政策局社会教育課 『図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 24 年文部科学省告示第 172 号）について』 2012, 45, 76p. (http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/001/1330295.htm)
- 10) 文部科学省生涯学習政策局社会教育課 『人・まち・社会を育む情報拠点を目指して—図書館実践事例集』 文部科学省, 2014. 3, 125p. (http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/jirei/)
- 11) 糸賀雅児、葉袋秀樹編集 『図書館制度・経営論』 樹村房, 2014, 216p. (現代図書館情報学シリーズ、2) p. 13-14.
- 12) 中央教育審議会 「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～（答申）」 2008, 131p. (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1216131_1424.html)
- 13) 中央教育審議会 「我が国の高等教育の将来像（答申）」 2005, 189p. (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101.htm)
- 14) これからの図書館の在り方検討協力者会議 『これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～（報告）』 2006, 94p.
- 15) これからの図書館の在り方検討協力者会議 「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について（報告）」 2009. 2, 20p.
- 16) これからの図書館の在り方検討協力者会議 『図書館職員の研修の充実方策について（報告）』 2008. 6, 63p.

参考ウェブサイト

- 1) 文部科学省 「図書館の振興」 (http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho)

【附録 1】図書館の設置及び運営上の望ましい基準（改正部分の指示）

- ・2001 基準から改正されている点に実線のアンダーラインを引き、基準でも定められている重要な点に波線のアンダーラインを引いてある。

第一 総則

一 趣旨

- ① この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- ② 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- ① 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- ② 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- ③ 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- ① 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- ③ 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- ④ 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。

- ⑤ 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

- ① 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- ② 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

- ① 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- ② 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

- ① 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

- ① 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の②の目標及び

事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

- ② 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ④ 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

（三）広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

（四）開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

（五）図書館協議会

- ① 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- ② 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

（六）施設・設備

- ① 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

（一）図書館資料の収集等

- ① 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、

新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

① 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。

② 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実を図るものとする。

③ 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他の図書館サービスの充実を図るものとする。

ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ （乳幼児とその保護者に対するサービス） 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ （外国人等に対するサービス） 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ （図書館への来館が困難な者に対するサービス） 宅配サービスの実施

（五）多様な学習機会の提供

① 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

② 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

（六）ボランティア活動等の促進

① 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。

② 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

（一）職員の配置等

① 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。

② 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の②に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。

③ 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。

④ 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

（二）職員の研修

① 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。

② 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

- ① 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。
 - ア 資料の紹介、提供に関すること
 - イ 情報サービスに関すること
 - ウ 図書館資料の保存に関すること
 - エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること
 - オ 図書館の職員の研修に関すること
 - カ その他図書館運営に関すること
- ② 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。
- ③ 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の1の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

- ア 研修
- イ 調査研究
- ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- ア 市町村立図書館等の要求に十分に応えるための資料の整備
- イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

5 職員

- ① 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の6により準用する第二の一の4の(一)に定める職員のほか、第二の二の1、3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。

- ② 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

第三 私立図書館

一 管理運営

1 運営の状況に関する点検及び評価等

- ① 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。
- ② 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。
- ③ 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ④ 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

四 職員

- ① 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。
- ② 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。

【附録 2】図書館の設置及び運営上の望ましい基準の概要

第 1 総則（設置・運営の基本）

- ① 基準の目的は図書館の健全な発展に資することである
- ② 市町村による図書館、分館、移動図書館の設置による全域サービス網の整備
- ③ 都道府県による市町村立図書館の設置運営に関する指導・助言
- ④ 公立図書館の対象地域を勘案した必要な規模の確保
- ⑤ 司書の確保、資質・能力の向上への留意、必要な管理運営体制の確保
- ⑥ 知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえた、市町村立図書館の読書活動の振興機関と地域の情報拠点としての運営
- ⑦ 都道府県立図書館による市町村立図書館の運営に対する援助、都道府県内図書館間の連絡調整
- ⑧ 法人の目的及び図書館の設置目的に基づき、公益に資する私立図書館の運営
- ⑨ 指定管理者制度等の導入の際の、「当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保」「事業の水準の維持及び向上」「司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等」の実現、本基準の確実な実施、そのための「当該管理者との緊密な連携」
- ⑩ 連携・協力の推進と範囲の拡大（国立国会図書館、地方議会図書室、学校、関係行政機関等）。
- ⑪ 著作権法等の権利の保護
- ⑫ 危機管理に関する手引書の作成と訓練の定期的な実施

第 2 公立図書館

①図書館経営の確立

図書館事業の基本的運営方針、図書館サービス等の図書館運営に関する適切な指標、これらに係る数的・質的目標、当該年度の事業計画の策定・公表、これらに基づく点検・評価（関係者・第三者による評価を含む）、その結果に基づく改善措置、点検・評価結果と措置内容の積極的公表

- ②積極的・計画的な広報活動と情報公開、開館日・時間の配慮による利用の促進
- ③図書館協議会の設置、ボランティアの参加促進による住民参加
- ④図書館サービスに必要な、利用者に応じた施設・設備の確保
- ⑤資料収集方針の策定・公開、サービスの実施に必要な十分な量及び多様な資料の計画的整備、資料の組織化への配慮
- ⑤図書館サービス、
 - ・貸出サービスの充実、予約制度、複写サービス
 - ・情報サービス
 - ・インターネットや商用データベース等の活用、レファレンスサービス
 - ・図書館の利用案内、テーマ別資料案内、資料検索システムの供用
 - ・利用者のためのインターネットアクセス環境の提供、レフェラルサービス
 - ・郷土資料及び地方行政資料の電子化
 - ・利用者及び住民の情報活用能力の向上のための学習機会の増加
 - ・地域の課題に対応するサービス（資料・情報の整備・提供）
 - ・就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等
 - ・子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等
 - ・地方公共団体の政策決定や行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解

- ・利用者に対応するサービス
 - ・乳幼児サービス，児童・青少年サービス（学校との連携を含む），高齢者サービス，障害者サービス，外国人サービス，宅配サービス，保護者に対するサービス。
 - ・多様な学習機会（講座・相談会等）の提供（主催，共催，資料提供等）

⑥職員の配置と研修

- ・図書館長の任命（図書館の運営・行政に必要な知識・経験と司書資格を持つ者が望ましい）
- ・必要な数の司書の確保，そのための積極的採用，処遇改善，計画的人事交流
- ・司書の計画的・継続的研修，図書館長等のための研修機会の拡大と必要な研修への参加

⑦都道府県立図書館

- ・都道府県内図書館への支援，情報の流通と資料の搬送，図書館間の連絡調整，図書館サービスのための調査・研究，市町村立図書館の要求に応えるための資料と資料保存のための施設，都道府県内図書館職員対象の研修の実施

第3 私立図書館

- ・図書館法のノーサポート，ノーコントロール，自律的な運営の保障の原則に基づき，図書館運営に関する一般原則を示すにとどめる。